

## 《 河川の護岸に隣接して建築物を建てる場合のお願い 》

護岸（河川区域）に隣接して建築物を計画する場合、下記手続き及び注意事項にご留意ください。

### 1. <固定構造物等の建築制限>（河川法第 26 条・江東区普通河川条例第 8 条）

河川区域内に固定構造物を建築することは、原則として出来ません。（官民境界が河川区域内にある場合も同様です。）

### 2. <空間の確保>

護岸の点検と維持補修のため、河川区域と建築物の間に、人が作業できる空間確保をお願い致します。（50～60 cm程度の離隔）

### 3. <計画及び工事についての許可申請と承認>（河川法第 20、26 条・江東区普通河川条例第 7、9 条）

①官民境界（確認先は、裏面※ア）が河川区域内にあって、建築物のバルコニー等のオーバーハング部を河川区域内に張り出して計画する場合は、その張り出す位置により、申請先や方法が変わります。

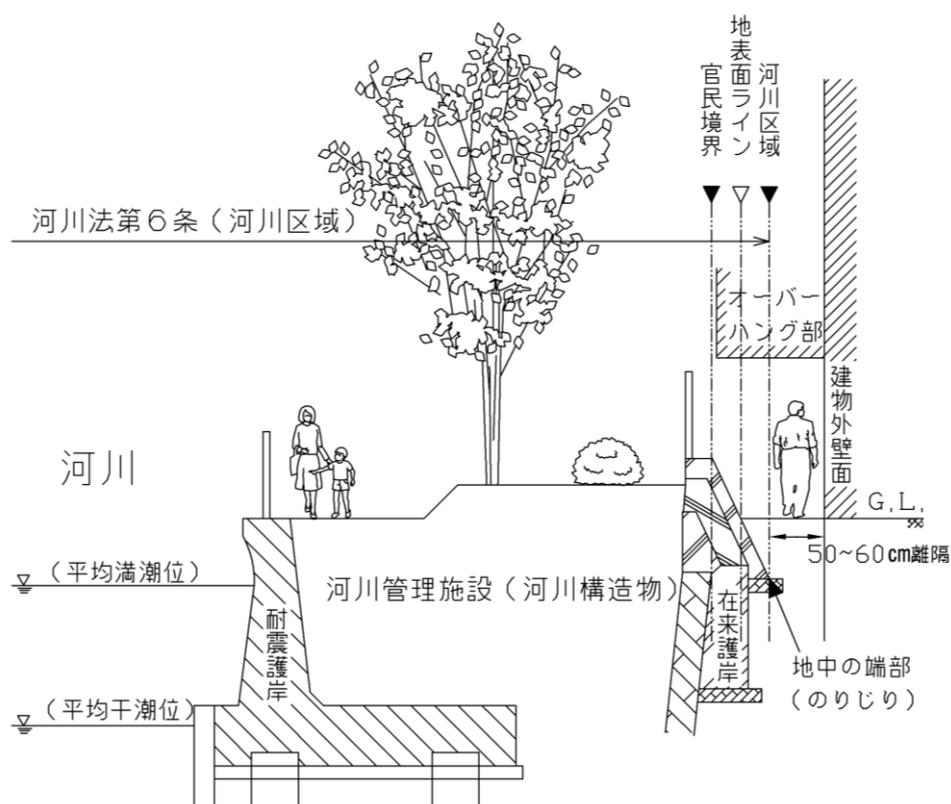
**i 張り出しが、官民境界～地表面ラインの間**

別途河川管理者（裏面※イ）へ計画・設計協議を行い、設置に同意する旨の回答（通知）を得た上で、江東区土木部河川公園課工務係宛に法第 26 条申請を行い、許可を受けることが必要です。

**ii 張り出しが、地表面ライン～河川区域の間**

江東区土木部河川公園課工務係宛に法第 26 条申請を行い、許可を受けることが必要です。

②申請者が、河川管理施設の工事を行う場合も、①と同じような形で、河川管理者への協議後、江東区土木部河川公園課工務係宛に承認申請を行い、承認を受ける必要があります。



ただし、①②が隅田川・荒川に隣接している場合は、(注-2)のとおり申請先・協議先が異なります。

※ア 官民境界確認の窓口

1・2級河川	東京都建設局第五建設事務所 (道路台帳係) 葛飾区東新小岩 1-14-11	03 - 3692 - 4353
普通河川	江東区土木部管理課境界確定係	03 - 3647 - 9641

※イ 協議先となる河川管理者の窓口

1・2級河川	東京都河川部指導調整課占用係 (都庁第2本庁舎 6F)	03 - 5320 - 5409
普通河川	江東区土木部河川公園課工務係	03 - 3647 - 2538

4. <復旧>

工事により護岸等に影響を与えた場合は、江東区に報告の上、復旧等行ってください。

5. <護岸標準断面図の確認>

護岸(河川構造物)の構造は、窓口でお渡しする標準断面図を参考にしてください。

6. <護岸調査>

工法や規模によっては、護岸の保護方法の明示や、護岸の変状調査をお願いすることがあります。

【その他の注意事項】

注-1：都市計画運河及び都市計画高潮防御施設に指定されている区域では、別途都市計画法第53条による許可申請が必要となる場合があります。(指定区域内でオーバーハングをする場合、基本的に第53条申請が必要になりますので、同時に手続きを進めてください。)

詳細は江東区建築課建築係(庁舎5階窓口5-26)で確認してください。

注-2：隅田川・荒川・旧中川には、河川保全区域がありますので、下記の各河川管理者にお問合せください。

隅田川(10m)	東京都建設局第五建設事務所 (河川管理担当係)	03 - 3692 - 4356
荒川(20m)	国交省 荒川下流河川事務所	03 - 3681 - 6131
旧中川(20m)	江東区 河川公園課工務係	03 - 3647 - 2538